市報たかはぎ

第92号
39年8月5日発行
発行　高萩市役所
編集　秘書企画課
印刷　藤枝印刷所

市役所電話番号変更のお知らせ

市役所電話番号　2250（代）

高萩局市外局番　02932

六月定例市議会

道路占用条例などを制定

第二回高萩市議会定例会は六月十八日午前十時から三十日まで市役所議場において開かれ、上程された十一議案について慎重に審議が行なわれた結果、全議案を原案どおり可決、専決処分報告を承認して、三十日閉会されました。

なお審議された議案は、次のとおりです。

▼高萩市営住宅設置条例の制定▼市立学校設置条例の制定▼市高萩海岸開発事業特別会計条例の制定▼市幼稚園設置条例の一部改正▼市特別転の転員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正▼市非常勤消防団員に係る退転報償金の支給に関する条例の制定▼昭和39年度高萩市一般会計補正予算▼昭和39年度高萩市高萩海岸開発事業特別会計▲市道路占用条例の制定▼市転員の給与に関する条例の一部改正▼沖縄の祖国復帰に関する要請決議について

請願陳情の審査報告

○下水溝設置に関すること○滝坂道路落石予防○水田水不足解消○猪捕獲柵の増設及び銃器に対する助成○島名字東谷地内用水堰修理○環境衛生促進○松岡中学校技術家庭室増築に関する陳情書等はそれぞれ採択され執行機関に送付されました。

消防団員に退職金制度

3万円から最高7万円まで

非常勤の消防団員に退転金を支給するための「高萩市非常勤消防団員に係る退転報償金の支給に関する条例」が六月三十日の市議会で可決され本年四月一日以後の退転者から適用されることになりました。

この条例は、消防組織法に基づいて制定されたもので、十五年以上勤務して退転した非常勤の消防団員（死亡による退転の場合はその遺族）に対して、勤務年数と階級に応じて次のとおり支給されます。

【15年以上20年未満】
団長五万円、副団長四万円、分団長、部長、班長三万五千円、団員三万円

【20年以上25年未満】
団長六万円、副団長五万円、分団長、部長、班長四万五千円、団員四万円

【25年以上】
団長七万円、副団長六万円、分団長、部長、班長五万五千円、団員五万円

高萩電報電話局舎が完成

7月30日自動電話へ！

永らくご迷惑をおかけしていました電話局の新築工事も皆様のご協力によりまして順調に進み七月三十日午前零時に自動電話への切替えが完成し新しい高萩電報電話局が誕生しました。

永年使い慣れた磁石式電話と違いまして、自動電話は受話器をあげるとツーンという音が聞えます。この音を聞いてからダイヤルを始めて下さい。相手が話中のときはブ－ブーという呼出音が聞えます。話しが終ったら受話器をきちんとかけて下さい。受話器がはずれていると故障のもとにもなるし話中の状態になって相手に迷惑をかけることになりますので必ずきちんとかけて下さい。

電話料金の受入れは従来郵便局で取扱っていましたがこれからは新しい高萩電報電話局又はもよりの銀行信用金庫、相互銀行で取扱いますからよろしくお願いします。（高萩電報電話局）

【真写は……新しく完成した局舎】

台風はかならずやってくる
＝心得ておきたいこと＝

八月は台風の季節ともいえます。「天災は忘れたころにやってくる」とは科学者寺田寅彦の言ったことですが、このごろでは忘れずにやってくるようです。日本のどこかでかならず大きな被害があります。

台風は北西アジア大陸の防波堤の役目を果たしている日本列島の宿命とも言えるでしょう。

台風―タイフーン(英語)―ちょっと語呂が似ているので、外来語かと思われますが、この台風の大半が台湾のほうから上陸するので台風と名づけられたといわれます。

わが国では風速十七メートル以上のものを台風と呼んでいます。また一秒間に二十五メートル以上の風が吹いている範囲を暴風圏としています。この二十五メートルの風速は、平方メートル当り六十二キロの圧力がかかるといわれます。いわば米だわらを一つ、雨戸にぶつけたほどの力です。

そればかりでなく津波、高潮、高波、こう水、地すべり、がけくずれなどの災害をともないます。この台風シーズンにまず心得ておきたいことは、

① 新聞ラジオ、テレビの台風予報に注意する。

② 保存食糧の確保、玉ねぎ、ジャガイモ、ハム、インスタント食品、カンヅメ、ピスケツト、生やさいなどを用意する。

③ ガラス戸などガタつくところに、古ハガキ、新聞紙などをはさんでおくこと、場合によっては家に支柱を立てる。

④ 懐中電灯、ローソクを用意する。

⑤ 出水にそなえて避難場所をきめておく。

その他万全の処置を日ごろから考えておくことがたいせつです。

これがまともにやってくるのですから家や立木その他に多くの被害が出るわけです。

新潟地震の援助金
7月23日現在60万4千円

6月16日、新潟地方を中心に大地震があり、大ぜいの人たちが災害を受けました。

そこで市では、災害地の皆さんに暖かい愛の手をさしのべてあげようと市民の皆さんのご協力を願い、市福祉事務所で援助金品の受付けをしました。七月二十三日現在大ぜいの人たちから義援金総額六十万四千余円、物品多数が寄せられました。皆さんから寄せられた温い義援金品は直ちに気の毒な被害者へ贈られています。

災害地の皆さんには一日も早く立ちなおっていただくとともに、社会にあたたかい灯をともしてくださった大ぜいの皆さんに深く感謝します。

▼松岡農協＝千8百円、下君田婦人会千円、高萩小児童会6千7百42円、高萩中JRC1万9千54円、朝日産業KK3千円、高萩中1年7組6百50円、みのわ技芸学院1万3百24円、鎌田安太郎5百円、市内一婦人千円、高萩婦人会3千円、高萩未亡人会3千円、山越崇史千円、高萩協同病院1万1千8百50円、キリスト教幼稚園千円、高萩中JRC衣類2百32点、ノート48冊、鉛筆百44本、消ゴム7個、その他15、藤田国男、衣類63点、本3冊靴3足、高萩中1年市村典子外2名衣類26点、靴4足、高萩小長山組、衣類、学用品。

▽市内各組内54万5百90円

気軽に〝行政相談を〟

わが国は民主化されました。国は国民の声を聞いて本当に国民のためになる、無駄のない、便利な仕事をしていこうとしています。

皆さんは役所の仕事で、不利益をうけたり不満なことはありませんか、また、そのもとを、どこへ訴えていか迷っている方はありませんか。

気軽に行政相談員に申出て下さい。直接、手紙か電話で監察局に申出られても結構です。円満に解決するよう、あっせんします。いずれも無料で、秘密は厳守します。

そして皆さんの日常生活を明るく楽しいものにいたしましょう。

記

行政相談委員は

神代虎五郎さん

ところ

市内上手綱三、四〇三

これからの水稲病害虫の対策

七月に入りつゆもようの天気で現在葉イモチ病の発生が各所に見られます。次第にまん延する恐れがありますので次の点に特に注意して下てい。

㈠、水田稲作の見廻りをよく行ない早期発見防除に努める

㈡、窒素肥料を沢山稲に与えないこと、稲の体質がイモチ病にかかりやすくなることは多くの試験が証明しています。また、最近十年間のイモチ病発生面積の推移をみても、窒素肥料の施用量が年々増加するのに平行して、イモチ病の発生面積が増加している傾向がはっきりわかります

㈢、灌排水には注意しなければなりません、イモチ病が発生しはじめたら田面に亀れつが生じる程排水しますと、かえつて発病が増加します。

葉イモチ病を予防するためには次のような薬剤を散布し、一週間おきに二～三回散布します。

○……水銀剤……

粉剤の場合は十アール当り三～四キロ散布する、水銀液剤は十アール当り水銀量二、五～三gを水百ℓに溶し散布する。

○……ブラエスM……

水和剤百gを水百ℓに溶して散布、紋枯病をかねて防除する場合は、マツブ粉剤セレジット十アール当り三～四キロ散布する。

いずれもミスト機使用の場合は三百倍～五百倍液濃度を十アール当り三十～四十ℓ散布する。

葉イモチ病
モチ病

⊙⊙⊙⊙⊙⊙ しまはがれ病

後期発病と保毒虫であるヒメトビウンカの防除をかねて発生、生息の多い所は、

○……BHC三%粉剤

マラソン粉剤一、五%をアール当り三～四キロ散布する、スミチオン乳剤千倍液を十アール当り百ℓ散布する。

ミスト機使用の場合は約三倍濃度のものを四十ℓ散布する。

みんなそろって健康診断

郷土から結核を追放

◎結核はまだ恐ろしい病気の一つ!!

戦後の急速な医学の進歩により、結核による死亡率は非常に少くなつてまいりましたが、結核患者は依然として減らず永い療養生活を続けております。

特に最近は老人結核とよばれ、六〇才以上の高年令層に於ける患者が急激に増加しており、我が国特有の国民病としての不安は、まだ〳〵続き死亡率も才七位を示めております。

この様に恐ろしい病気である結核は、早期発見、早期治療が唯一の手段でありますが、伝染性の病気である以上地域社会から結核をなくすためには、一人もれなく健康診断を受けることが絶対的な要素であります診断を受けることは自分を守ることは勿論社会を守ることにもなります。

◎俺は大丈夫!!

私の家は結核の血統でないから!!

こんな言葉をよく耳にしますがこうした考えが思わぬ結果を生んでしまいます結核患者が依然減らないのは、各人のこうした考えが意外に多い結果だろうと思います。

我が国では、国民病である結核を撲滅するために、結核予防法と云う法律をつくり、年一回似上国民の総べてが、健康診断を受ける義務を、法律の中で規定しております。

◎家族揃つて健康診断は必ず受けましよう!!

本市におきましても、法律の定めるところにより、毎年実施しておりますが、作年度は地区の衛生委員さんの特段の御協力により、予想以上の実績を納める事が出来ましたが、市全体としてはまだ五四パーセントに終りました。今年度は更に衛生委員さんとの懇談会を中心に、結核をなくす運動を盛り上げると共に、一〇〇パーセントの受診を目標に努力いたしますので、市民各位の理解と協力を特にお願いいたします。

◎健康診断の対象者と実施予定は

㈠レントゲン間接撮影

満一五才以上の者全員

但し学校、会社、勤務先等で健康診断を受けている者は除かれます。

㈡ツベルクリン検査及びBCG接種

生後三ヶ月より満三〇才未満の者

但し学校、会社勤務者を除く

㈢精密検査

間接撮影の結果行います

㈣実施予定

八月中旬〜九月上旬

農山村地区、炭砿地区

十月中下旬　市街地区

上記の予定で実施いたしますが、検診にはすべて無料です。該当者には衛生委員さんを通じ受診票を配布いたしますから、指定のところで必ず検診を受けて下さい。

おたずね下さい。

年金法の一部改正

結核精神障害者にも福音

国民年金の一部が改正されていままで障害年金と障害福祉年金の支給対象者は身体外部に現われた障害をもつ人に限られていましたが、新しくつぎのような身体内部に障害をもつ人にも程度に応じた年金が昭和三十九年九月分から支給されることになりました。

【種　類】

1、結核性の疾患

結核性であれば内臓であろうと身体各部位のどこに現われたものでもよい

2、呼吸器の疾患

原因はなんであつてもよい。

3、精　神　病

精神薄弱、精神病質異常性格及び神経疾（ノイローゼ）を除くすべての精神病

【程　度】

『福祉年金』……前記の病気のため他人の助けを借りなければ日常生活ができない程度のもの

『拠出年金』……日常生活が著しい制限を受けるか著しい制限を加えなければならない程度のもの

【いつから】

1、医師に初めて診察を受けたときから三年経過しても治らないときは、三年経過したときの病状あるいは障害の程度にもとづいて、そのときから支給される。

2、三年以内に、これらの疾病が治つたときは、治つたときの障害の程度にもとづいて、そのときから支給される。

くわしいことは年金係へ

▼税金のある月

月	市税		県税	
8	2期	市民税	2期	県民税
	2期	国民健康保険	1期	事業税
10	3期	市民税	3期	県民税
			2期	自動車税
11	3期	国民健康保険	2期	事業税
12	3期	固都計税		
1	4期	市民税	4期	県民税
		国民健康保険		
2	4期	固都計税		

【注】12月納期は25日限りですがその他の月は月末となつております。

電話をおかけになるときは次のことをよくお守り下さい。

⊙クロスバー自動電話は普通の自動電話と次の点がちがいます。

▼受話器をあげてから20秒以内にダイヤルを回しはじめないとつながりません。

▼ダイヤルを回すとき10秒以上の間をおきますとお話中の状態となります

▼ダイヤル市外通話の場合、ダイヤルを回し終つてから相手を呼ぶまで数秒かかることがあります

ダイヤルを回し終つて、なんの音もないときは、機械が動いているときですからしばらくお待ちになつて下さい。

▼2個以上の電話をお持ちの加入者（番号簿に代印のある）へおかけになるとき代表番号以外の番号をダイヤルしますとその番号にだけつながりお話中のときは他の番号につながりません。

⊙送受器はキチンとかけましょう。

電話をおかけ——になるときの注意

話しが終つてから送受器は静かにキチンとかけてください。はずれているとあなたの電話は10秒～20秒は話中と同じ状態になり料金のご損になるばかりか他のお客からの電話がかかりません。

⊙まず電話番号をたしかめてから……。

おかけになる前に相手の番号を電話番号簿で確めましょう。間違つてかけますと料金や時間もむだになりますし、先方にも大変迷惑をかけることになります。

⊙電話番号は4ケタです。

自動電話になりますと電話番号は4ケタになりますただし局用電話には3ケタ番号もあります。

自動電話をかけるときは3つの音を聞きわけることがかんじんです

発信音

送受器をとつて耳にあてると

軽い連続音が聞えます。

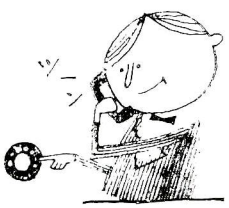

この音は「どうぞお使いください」のあいずです。この音を確かめてからすぐダイヤルを回してください、

呼出音

ダイヤルを回し終つたとき……。

間隔の長い断続音（相手を呼んでいるベルの音）が聞えましたら、これは相手を呼び出しているあいずです。

相手が出るまでそのままお待ちください。

話中音

ダイヤルを回し終つたとき……。

間隔の短かい断続音が聞えます。この音はお話中のあいずですから、いつたん送受器をかけて、しばらくしてからもう一度かけなおしてください。

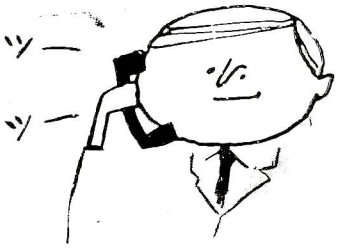

県下に先がけて
家庭児童相談室を開設

近年社会情勢の著しい変動にともない、家庭における児童養育に関して、種々複雑な問題が発生しております。家庭児童相談室はこれらの家庭児童のために、専門的相談、助言、指導の場を提供し、又家庭児童に関係ある集団に対しても、同様の便益を提供しようとするものであります。この様な目的で七月一日より高萩市福祉事務所に開設しました。家庭児童相談室には相談に応ずるため、精神衛生学、心理学専門の先生と多年教育に経験のある先生と福祉事務所の、社会福祉主事の三者のスタッフで子供のことなら何でも良き相談相手となりますので気軽に相談にお出かけ下さい

又ご希望であればこちらから出張相談にも應じます

◎定例相談日

毎週火曜日午后一時から午后三時三十分まで

◎ところ　市研修会館内

随時相談

毎週月曜日より木曜日まで、午前九時より午後四時まで

ところ　市福祉事務所

◎相談員

広木仙也（大原病院副院長）

橋本　勇（元秋山小学校長）

大越　隆（社会福祉主事）

家屋評価にご協力を！

固定資産税の課税の基本ともなるべき家屋の評価については、従来新築家屋についてのみ、毎年実施してきましたが、今度評価基準等の改正により、全家屋に対して再評価を行うことになりましたので、七月下旬より税務課員が各戸に評価のためお伺ひしますのでよろしくご協力をお願いします。

（税務課）

ご協力ありがとう

日赤募金

目標額　436.000円
実績額　537.720円

戸別募金 376.620円 {旧高萩 272.740円 / 松岡高岡 103.880円}

大口募金 161.100円

達成率……123.3%